

概要

- 平成 22 年度報告書 -

民法(債権関係)の改正に伴い考慮すべき情報サービス取引上の課題

1. 検討の経緯

民法典の制定(1896年)から1世紀以上が経過したが、債権法は、制定以来、実質的な改正がほとんどなされぬまま現在に至っている。一方、わが国の社会経済や産業構造は、目覚ましい技術革新等を受けて著しく変化してきた。そこで、経済社会の変化に対応し、国民に分かりやすい民法典を作成してグローバル化する契約法に対応することを企図して有識者グループによる民法(債権法)改正検討委員会が設立され、平成21年4月に「債権法改正の基本方針」(以下「改正基本方針」という。)がとりまとめられた。

その後、法制審議会でも、法務大臣諮問を受けて民法(債権関係)部会を新設し、1年半程度の期間をかけて中間的な論点整理を行うことを目標として、見直しを開始されたところである。

現在、民法(債権関係)改正の方向性によって、企業間の契約実務に与える影響が少なくないことが予想されている。JISAでは、情報サービス取引をめぐる契約法上の課題の解決に関しては、主としてモデル契約等の整備・普及を通じた取組を行ってきたが、依然として契約の成立及び契約内容をめぐって紛争が生じており、民法(債権関係)改正の方向性に大きな関心を寄せざるを得ない。

JISA企画委員会法務部会契約WGでは、平成22年度の主な活動として、検討委員会の改正基本方針及び法制審議会民法(債権関係)部会での検討状況等を素材として、情報サービス取引に係る債権法改正案の影響を分析し、必要に応じて債権法改正の方向性について、情報サービス取引の特性を踏まえた意見を述べていくこととした。

2. 検討の目的

JISAは、民法(債権関係)の改正に際し、IT分野における技術革新が経済社会にもたらした新たな通信手段の利用、新たなサービス、新たな当事者関係等への配慮を求めつつ、取引当事者間の権利義務が明確にされることによって無用の紛争を回避し、もって国民生活、経済活動に不可欠なものとなっている情報システムの信頼性向上に資することを目的として、民法(債権関係)改正に伴い考慮すべき情報サービス取引上の課題に関する提言をとりまとめた。

とりまとめにあたっての検討の視座は、次のようなものである。

(1) 当事者間の権利義務の明確化

情報サービス取引は、従来の典型契約のどれにも完全に合致するとはいえず、

取引の性質等に応じて、売買、賃貸借、請負又は準委任にあてはめをしてきたが、依然として債務の内容をめぐる当事者間の合意が不十分なことなどに起因する紛議が後を絶たない。

取引当事者が相互に相手方に求めることのできる役割・責任、ひいては債務の内容を明らかにする一つの方法としては、典型契約において、取引実態に即した適切なデフォルトルールが書き込まれることなどが考えられる。

今回の検討を機に情報サービス取引の特性を踏まえた典型契約のあり方を再検討し、取引当事者間の権利義務が明確化されることが期待できる。

尤も、この検討においては、情報サービス取引について独立した「典型契約」を新たに設けることを意図するものではなく、デフォルトルールが情報サービス取引の特性を踏まえたものとなることを目標としている。

(2) 契約締結前の履行着手への対応

諸般の事情から契約締結前にその履行に着手し、契約交渉に手間取るなどして、紛争の際には契約に従った問題解決ができないケースがある。

一見して契約書に書き込まれていれば済むと思われるような事項であっても民法に基本的ルールが書き込まれていれば、問題解決に際して効果を発揮することになる。

(3) 情報サービス取引実態に即した検討

情報サービスの成果である情報システムは、経済社会に欠くことのできないサービスとして国民生活に浸透している。立法担当者がその基本的な特性(複製の容易性、機械可読性、瑕疵の不可避性、ハードウェア・OS その他の環境への依存性、脆弱性等)を前提とした議論を行っておくことで、より取引実態に即した検討を行うことができる。

3. 本報告書の構成

本報告書は、第1章から第3章までの3章構成をとっている。第1章は、本検討の経緯及び目的を示しつつ、第2章・第3章における検討の方法を解説したものである。各章の概要は、次のとおりである。

1) サービス類型ごとの分析(第2章)

(1) 分析対象となるサービス類型

情報サービス事業者が取引当事者となるサービスでは、取引の相手方が一般消費者である場合は極めて稀なケースであり、本報告書では、いわゆる BtoB 取引を念頭に置いて検討する。

これらの各サービスについて、次のとおり代表的な契約種別に編集した。

情報システムの企画、設計、開発、テスト及び運用の準備については、一定

の結果債務性を観念できる場合(SI型)と、手段債務性の色濃い場合(SEサービス型)の2つに分け、別のサービス類型としてそれぞれ第1節・第2節で分析した。

情報システムの保守・運用については、契約当事者が1対1の場合(アウトソーシング)と1対Nの場合(ASP/SaaS型)とでは、同じ継続的取引であっても適用される規律に違いがあることを想定して、別のサービス類型としてそれぞれ第3節・第4節で分析した。昨今、注目されているクラウドコンピューティングによる情報サービスについては、HaaS、PaaSなどサービス内容も区々であり、一律に議論することは困難であるが、概ね1対Nの継続的取引としての側面があると思われることから、関連する論点は、ASP/SaaSに関する分析でカバーされている。

その他、ソフトウェアの使用許諾契約を第5節、ファイナンス・リースを第6節で分析している。

(2) 分析方法

第2章では、サービス類型ごとに分析の前提となる典型的な取引(モデル取引)の契約の申出から成立、履行、弁済から解除等に至る取引過程で生じることの想定される事象(イベント)を描写し、イベントごとに現行の債権法の規律が適用された場合の考え方を整理した。その上で、同じイベントについて、検討委員会による改正基本方針の提案する規律が適用された場合の結果を分析してみた。その分析結果を踏まえ、改正基本方針の提案する債権法の規律の妥当性を検証し、債権法改正の方向性としてとりまとめた。

2)論点ごとの分析(第3章)

上述の分析結果を比較検討するとサービス類型に対して横断的に重複している論点もある。それらを集約して示したのが、第3章の論点ごとの分析である。

4. 検討の結果(提言)

(1) ユーザの協力的関与(情報提供義務等)

(a) ソフトウェア開発契約における情報提供・説明の促進

情報システムの開発に関する契約では、ベンダはもとよりユーザについても、適時の情報開示と判断が特に重要である。ユーザが思い描く情報システムの業務要件等を可視化した要件定義書その他の情報の開示はベンダの開発作業に関して先履行の関係に立ち、それがなければ、ユーザの欲する要件を充足する成果の引渡しは不可能となるからである。

債権法改正の検討にあたっては、情報システムの開発契約に関し、契約締結前の交渉過程はもとより開発の各工程においても、ユーザの適時の情報開示及び判断を促し、情報開示及び判断が適時にかつ十分になされなかった場

合にベンダがその影響の及ぶ範囲で開発を中止し、それにより被った損害があればユーザに損害賠償を請求し、契約を解除することもできる特則を検討する必要がある。ユーザの適時の情報開示及び判断は、債権者の一般的な信義則上の誠実義務にとどまらず、要素たる債務として位置づけられ、情報システムの開発においてユーザの情報提供が必要とされる場面での適用が可能となるように具体的に明示されることが望ましい。

(b) ソフトウェア開発契約におけるユーザの協力義務

情報システムの開発は、先述の情報提供・説明責任以外の点でもユーザの仕様確定等の協力・分担した役割の遂行なしに成功させることはできない。

このため、METI モデル契約等においては、要件定義・外部設計等仕様を確定するまでのコンサルティング機能を有するサービスを準委任契約とし、仕様の確定後に請負契約とするなど段階的な契約を締結する取引慣行を整えてきた。また、手戻りを防ぐために中間資料の確認に関する規定、未確定事項の確定に関する規定を設け、ユーザの承認を得ながらプロジェクトを進めるマネジメント方法をも規定してきた。

情報システムの開発において、仕様確定の遅延、未確定事項の確定遅延、中間資料の未確認、変更管理への不十分な対応等は、債務者の履行に重大な悪影響を及ぼすため、債権者の一般的な信義則上の誠実義務にとどまらず、最終成果の受領義務に準じた債権者の義務として具体的に規定することが望ましい。

(2) 瑕疵担保責任・債務不履行

(a) 瑕疵の定義

情報システムの開発に際しては、限られた期限・コストの範囲で全てのパターンの検証を行うことは不可能であり、その結果、開発の最終工程が完了した段階であっても不具合が残存することは避けられない。

このため、「不具合が発生したとの指摘を受けた後、遅滞なく補修を終えるか、注文者と協議したうえで相当な代替措置を講じたと認められるとき」(東京地裁平成14年4月22日判決)は、契約不適合の状態にはなく、請負人は瑕疵に基づく権利行使(損害賠償の請求、報酬減額請求等)を受けないことを明らかにする必要がある。

(b) 瑕疵通知の合理的な期間

従来の請負契約では1年の除斥期間が明示され、取引慣行の形成、個別取引における合意形成に一定の役割を担ってきた。契約の性質に照らし、合理性を有しないときは、個別に伸長又は短縮できることを前提として、目安と

なるデフォルトルール(商事売買を参考とすれば6ヶ月)を明示することは、取引の安定、取引コストの低減にとって有益と考える。

(c) 債務不履行

情報システムの開発に関しては、何らかの不具合が内在したままで、最終工程までの作業が完了してひとまず実用に供されれば債務不履行の問題は生じず、不完全履行の特則である(隠れた)瑕疵の担保責任の問題とするとの従来の法解釈をベースとする取引慣行は維持すべきである。

(3) 役務提供

(a) 総則的規定の位置づけ

役務提供に関する総則的規定を置き、有償役務提供の報酬支払いに関しては、主として、成果完成型、履行割合型の2つの方式があることを示した点は、全般的に実務感覚に照らして違和感がない。

しかしながら、狭義の役務提供契約(請負、準委任、寄託、雇用のいずれにもカテゴライズされない役務提供をいう。)にも従来の請負に極めて近い「結果債務性」の高い取引と従来の委任と極めて近い「手段債務性」の高い取引がともに含まれており、これらを同一の契約類型としてカテゴライズすることで「結果債務性」「手段債務性」の混同を招くことを懸念する。

(b) 準委任契約の規律の導入

情報サービス取引では、第三者との間に立たない役務提供であっても事務の遂行に関しては役務受領者との緊密な情報交換と信頼関係の醸成が必要となり、そのうえでそれぞれが取り決めた役割を協力しあいながら果たしていくことが求められるという特徴を有しており、従来の準委任契約に関する規定の多くが引き続き適用されることが望ましい。

(c) 労働者派遣法への影響

改正基本方針では、有償役務提供には、履行割合型の報酬支払方式があることを正面から認めた点で実務感覚に適合しており積極的な評価ができる。

今後、役務提供に関するこのような考え方の整理を基礎として、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和60年労働省第37号告示)の内容についても見直しを進めることを期待したい。

(4) 下請負人からの直接請求

下請負人からの請求をデフォルトルールとして明示することは望ましくない。

ソフトウェア開発においては、技術・スキルの分業的補完等の目的で、個人事業主も含めた多数の関係者による多重下請構造があり、契約関係にはない下請負人の履行義務を確認することは難しく、また元請負人に対する報酬債権の

有無をめぐって紛議となるケースが数多く想定される。

(5) 契約の成立・約款規制

改正基本方針では、不特定の者に対する契約内容の提示についてはこれを契約の申込みの意思表示とする推定規定を事業者間の契約に導入することの必要性について再考を促したい。従来は、同じ行為が申込みの誘引として解されてきたこともあり、Web サイト等において不用意に契約内容を提示すれば相手方の一方的な意思表示のみで意に反して契約が成立してしまう懸念が生じる。

また、約款規制、不具合を完全に回避することが困難な情報サービス取引の特性に照らし、「債務不履行責任を制限し、損害賠償額の上限を定める条項」が一定の場合に無効とされるとの考え方は実務上の混乱を招じかねないため、不当条項リストの慎重な見直しを求めたい。

(6) 契約の解除

改正基本方針では、契約解除の要件として、「契約の重大な不履行」との判断基準を導入し、帰責事由の要件を不要としているが、情報サービス取引の特性に照らし、追完可能性のあるものについては、「契約の重大な不履行」には該当しないことを明確化する必要がある。また、情報システムの構築に関する多段階契約については、密接関連性の有無にかかわらず、複合契約には該当せず、契約解除の対象とはならないことを明確にしたい。

(7) ファイナンス・リース

現在、ソフトウェア等情報サービス取引の成果についても有体物であるハードウェアと一体として、又は独立して実務上ファイナンス・リースの対象として取扱われているが、新たな典型契約として示されたファイナンス・リースについては、無体物の特性に配慮した規定が含まれていない。ファイナンス・リースを典型契約とする場合には、無体物について適用される場合の規律を明確化する必要がある。

5. 結び

上記提言は、法制審議会民法(債権関係)部会における中間論点整理の公表を待たずにとりまとめたものである。今後、中間論点整理が示された場合、情報サービス取引の特性を踏まえた上記提言が立法担当者はもとより社会に広く理解され、民法(債権関係)の見直しに生かされることを望みたい。

(以上)